

税の申告が始まります

確定申告

平成25年分所得税および復興特別所得税の確定申告期間
2月17日(月)～3月17日(月)
個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告の相談・申告書の受付
3月31日(月)まで

問い合わせ◆

所得税・贈与税・消費税について
海田税務署 ☎823-2131

所得税の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得金額と税額を計算し、源泉徴収や予定納税で納めた税額を精算する手続きです。

●確定申告が必要な人

- ・事業所得や不動産所得などがあり、1年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人
- ・給与所得者(サラリーマンなど)で①給与の年収が2千万円を超える人
- ②給与・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2力所以上から受け取り、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ・年の途中で退職し、再就職しなかったため、年末調整しなかった人
- ・医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告をする人 など

●公的年金などを受給している方の確定申告について

・公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、所得税の還付を受ける人は、申告をしなければなりません。また、確定申告が不要の人でも、役場での町・県民税の申告が必要な場合があります。

●申告書の作成・提出は郵送、またはe-tax(イータックス)で！

申告期間中の申告会場は大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、所得税および復興特別所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。作成したデータを印刷して添付書類とともに郵送などで提出できます。

また、「国税電子申告・納税システム(e-tax)」は、1月14日から3月17日まで24時間利用できます(電子証明書などの取得が必要です)。

・国税庁ホームページ

http://www.nta.go.jp

・e-taxホームページ

http://www.e-tax.nta.go.jp

●申告・相談会場

○海田税務署・NTTクレドホール
受付◆2月17日(月)～3月17日(月)

(土・日曜日を除く) 9時～16時
※還付申告については、2月14日以前でも申告書を税務署に提出できます。

○役場1階ロビー

受付◆2月17日(月)～3月17日(月)
(土・日曜日を除く)
8時30分～16時30分

先着順に整理券をお取りください。

※申告相談期間前半(2月中)は混雑が予想されますので、時間に余裕を持って来庁してください。

※役場では次の内容の相談は受けられません。税務署での申告相談を利用してください。

・申告の種類が【青色・分離・損失・修正】のもの、事業所得、譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除適用の1年目、前年分以前の確定申告

●申告に必要なもの

- ①所得金額を証明する書類(給与・年金の源泉徴収票(原本)、不動産所得がある人は収支内訳書など)
 - ②控除を受けるための書類(社会保険、生命保険・地震保険などの控除証明書など)
 - ③医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書(必ず病院ごと、個人ごとにまとめて、集計しておいてください)、保険などで補てんされる金額の明細書
 - ④印鑑
 - ⑤本人名義の通帳(還付がある場合)
- ※①～③は平成25年中(平成25年1月～12月)のものに限る。

平成26年度から適用される町・県民税税制改正

税務課 ☎823-9204

均等割税率の改正

東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時措置として平成26年度から平成35年度までの10年間、個人住民税の均等割の標準税率を引き上げられます。

区 分	現行 (平成25年度まで)	改正後 (平成26年度～平成35年度)
町民税均等割	1,500円	2,000円
県民税均等割	3,000円	3,500円
計	4,500円	5,500円

※県民税均等割には、ひろしま森づくり県民税500円が含まれています。
※町・県民税所得割税率に変更はありません。

給与所得控除の改正

その年中の給与などの収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられます。

町・県民税の申告

問い合わせ◆

税務課 ☎823-9204

この申告は、町・県民税や、国民健康保険税などを算出する基礎となる大切なものです。未申告の人には、保育所への入所、公営住宅への入居、授業料の軽減などの手続きに必要な所得の証明ができなくなります。忘れずに申告してください。

●申告が必要な人

- ・平成26年1月1日現在、町内に住所がある人で、平成25年中(平成25年1月～12月)に所得があった人
- ・無収入で、扶養になっていた人
- ・遺族年金・障害年金などの非課税所得のみの人

●申告の必要がない人

- ①所得税の確定申告をした人
- ②給与や公的年金などの所得者で、勤務先や公的年金などの支払者から町に支払報告書が提出されており、それ以外の所得がない人

※①②に該当する場合でも、所得控除(医療費控除、社会保険料控除、扶養控除など)を追加で受ける場合は申告が必要です。

●申告・相談会場

○役場1階ロビー(確定申告と同会場)
受付◆2月17日(月)～3月17日(月)
(土・日曜日を除く)
8時30分～16時30分

平成24年度決算 ～昨年12月の町議会で認定されました～

財政課 ☎823-9201 ☎823-9203

(単位：千円)

■平成24年度一般会計および特別会計

会 計 名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	町債(借入金) 平成24年度末現在高
一 般 会 計	8,840,481	8,538,190	302,291	8,862,801
公共下水道事業特別会計	1,354,889	1,316,676	38,213	9,231,777
国民健康保険特別会計	2,881,656	2,879,933	1,723	－
介護保険特別会計	1,631,972	1,622,593	9,379	－
後期高齢者医療特別会計	272,215	269,269	2,946	－

平成24年度においては、一時借入金はありませんでした。

■平成24年度水道事業会計(企業会計)

(単位：千円)

収益的収支決算		資本的収支決算		町債(借入金) 平成24年度末現在高
収入	407,137	収入	5,370	786,565
支出	365,699	支出	145,217	

